戸田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

令和８年９月１４日教育長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年１２月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　戸田市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件（以下「認定要件」という。）は、次のとおりとする。

(1)　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

(2)　適切な活動時間や休養日が設定されていること。

(3)　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

(4)　適切な指導の実施体制が確保されていること。

(5)　適切な安全確保の体制が確保されていること。

(6)　適切な運営体制が確保されていること。

(7)　学校等との連携が適切に行われていること。

２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、第４条に規定する審査において判断するものとする。

３　第１項第４号に関する指導者の登録及び研修等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（認定申請）

第３条　戸田市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、戸田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（第１号様式。以下「誓約書兼申請書」という。）、戸田市認定地域クラブ活動認定要件確認書（第２号様式）及び誓約書兼申請書に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

２　教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の

運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第４条　教育委員会は、前条第１項の規定による申請があった場合には、申請内容を審査し、必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

２　市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、前項の認定を受けたものとみなす。

３　第１項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「戸田市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第５条　教育委員会は、前条第１項の規定による認定をしたときは、戸田市認定地域クラブ活動認定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

２　教育委員会は、前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは、戸田市認定地域クラブ活動不認定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　戸田市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（変更の届出）

第７条　戸田市認定地域クラブ活動の運営団体･実施主体は､認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、戸田市認定地域クラブ活動変更の届出書（第５号様式）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第８条　戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに教育委員会に連絡し、休止する日の２月前までに戸田市認定地域クラブ活動休止の届出書（第６号様式）に

より教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第９条　戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに教育委員会に連絡し、廃止する日の２月前までに戸田市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（第７号様式）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第１０条　教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1)　不正な手段等により認定を受けたとき。

(2)　指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3)　犯罪行為その他公序良俗に反する行為、又は戸田市認定地域クラブ活動の信用を著しく傷つける行為があったとき。

(4)　戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

(5)　その他教育委員会が認定を取り消すことが適当であると認めるとき。

２　教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、戸田市認定地域クラブ活動認定取消通知書（第８号様式）により、戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（戸田市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第１１条　教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、戸田市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（戸田市認定地域クラブ活動に対する支援）

第１２条　教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

(1)　生徒・保護者等に対する情報提供

(2)　地域クラブ活動の運営等への公的支援

(3)　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

(4)　その他教育委員会が必要と認める支援

（活動の報告）

第１３条　戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、毎年度の活動

が終了した日から当該日の属する年度の末日までに、当該年度の活動実績、収支状況等について、教育委員会に報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、運営団体・実施主体に対し、必要に応じて活動の状況に関する報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１４日から施行する。

（経過措置）

２　令和１０年３月３１日までの間は、教育委員会は、第２条第２号、第４号又は第６号を満たしていない地域クラブ活動であっても認定を行うことができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。